

ふるさと城陽映像発信コーナー放映作品募集要領

【目的】

城陽市の魅力を映像により広く市内外に発信するため、まちのみどころ・元気な活動等、市の魅力をPRする作品を市民より募集し映像発信コーナーにて紹介することで、まちの魅力を掘り起こし、市民協働によるまちづくりを推進することを目的とします。

【募集作品内容】

まちのみどころ（まち自慢・景観・伝統行事）、元気な活動（地域活動等）を通じて本市の魅力をPRする作品であることとします。応募作品は、ふるさと城陽映像発信コーナーで放映します。

【作品の応募方法等】

1. 応募資格 … 本市内に在住・在学・在勤であること。なお、未成年者は、保護者の承認を得て応募するものとします
2. 作品時間 … 30分以内
3. 提出形式 … DVD又はブルーレイプレーヤーで視聴できること
4. 内 容 … 原則、本市に関係する内容のものとします。また、市民が主体となった本市の「いま」の魅力を発信することを目的としていますので、本市が主催する竣工式等の映像は含まないものとします。
5. 編集行為 … 本市は原則編集を行いません。放映にあたっては、必要に応じ制作者に、作品の解説文等について編集、修正を依頼する場合があります
6. 応募方法 … 随時募集です。下記の提出先まで応募作品に応募用紙（別記様式）を添えて持参又は郵送にてご提出ください

【注意事項】

1. 市内の映像が含まれていないものは不可とします。また、応募作品に関する著作権はすべて、その制作者に帰属します。
2. 本市が、広報活動の一環として、応募作品を他の広報媒体で公開、配信することや、動画共有サービスを利用する場合がありますのであらかじめご了承ください。
3. 応募作品については、第三者等の著作権・肖像権・プライバシー等を侵害することのないよう、制作者において必要な許可等を取得されたものに限りします。

4. 応募に要する費用は応募者の負担とし、採用された作品は原則として返却しませんのでご了承ください。

【審査】

応募作品は、本要領に基づき本市が審査します。審査により放映に適さない内容であると判断した場合は、理由を製作者に連絡するとともに、作品を返却いたします。

【放映できない作品】

次に該当する作品は放映できません。

- (1) 国及び地方公共団体の法令、条例及び規則に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又は反するおそれのあるもの
- (3) 批判的な言葉や文字を使用したもの
- (4) 政治目的・宗教勧誘等、特定の主義主張の宣伝又は勧誘を意図するもの
- (5) 個人、企業、団体等の宣伝や営利を目的としたもの
- (6) 個人、企業、団体等を誹謗中傷したり、プライバシーを侵害したりするもの
- (7) その他市ホームページに掲載する作品として妥当でないと市長が認めるもの

【免責事項】

1. 作品送付時の事故・破損については、本市は一切の責任を負いません。
2. 作品閲覧者が応募作品に含まれる情報の利用に伴い問題が生じた場合等、第三者との間で生じた問題については、本市は一切の責任を負いません。
3. 作品の放映や放映中止、不採用に伴い製作者が損害や損失を被った場合については、本市は一切の責任を負いません。

【お問い合わせ・提出先】

〒610-0195 京都府城陽市寺田東ノ口16番地、17番地
城陽市役所企画管理部秘書広報課広報広聴係
電話 0774-56-4051 ファックス 0774-55-7774

(別記様式)

受付 No.

ふるさと城陽映像発信コーナー放映作品応募用紙

制作者氏名 (グループ制作の場合は代表者氏名)	(ふりがな)	グループ名	(ふりがな)
	作品応募に同意します。 (同 意 : 保 護 者 名)	制作人数	人
連絡先住所	〒		
電話番号			
E-Mail			
作品タイトル	(ふりがな)		
主な撮影場所			
氏名の掲載 (該当に○)	・ 氏名を掲載 ・ ハンドルネームを掲載 (ハンドルネーム :) ・ 匿名希望		
作品の解説			
制 作	著作権 (該当に○)	出演者肖像権	フリー ・ 了承済
		映像・音楽	フリー ・ 了承済
		キャラクター	フリー ・ 了承済
制作年月日		記録媒体 (該当に○)	DVD・ブルーレイ
承 諾	応募時点で、「ふるさと城陽映像発信コーナー放映作品募集要領」に記載された事項すべてについて承諾いただいたものとみなします。 この応募用紙に記載された個人情報については、提出された作品に関する問い合わせ、連絡、掲載にのみ使用します。		

上記枠内をご記入のうえ、作品をあわせてご応募ください。